

日本の製造業に起きている

中国規制強化激震知っていますか？

日本メーカーの製品が…

改正された新化学物質環境管理弁法及びまもなく施行される危険化学品安全管理条例への対応が日本の製造業の急務となっています！



BEFORE

新化学物質環境管理弁法

中国で製造・輸入・加工使用される化学物質を日本から自由に輸出できた

危険化学品安全管理条例

中国に化学品を輸出する際 SDSやラベルについては厳格な規制がなされていなかった

AFTER

▶▶ 中国で製造・輸入・加工使用される新規化学物質を日本から輸出するには、事前の申告により登記証を取得することが義務付けられた

▶▶ 中国に化学品を輸出する際 GHS方式に準じたSDSやラベル付与が義務付けられた

違反したら…?!

▶▶ 生産、輸入および加工使用は禁止 **1万元以上3万元以下**の罰金!!



▶▶ 対応しない場合の罰則規定**5万元!!**

規制対象となる化学品数は数千物質！
物質のみでなく混合物も対象



中国で販売できない?!

どうすれば対応できるの？

～産環協の中国化学物質管理規制対応支援サービスがあります！～

Q 新化学物質環境管理弁法対応サービスってどんなサービスなの・・・？

A 新化学物質環境管理弁法で対応が求められる物質かどうかの調査、そして対象物質の場合は申告、届出等行います。申告、届け出の申告書類や年度報告の作成、及び必要なデータ取得を行います。



Q 中国にUN番号がついた物質を輸出しているけど、危険化学品安全管理条例の対象になるの？そもそもどう対応したらいいの・・・？

A まずは御社のケースや悩みを詳しくお聞かせください！！
その上で、対象となる場合は、国家標準GHS対応のSDSおよびラベル作成代行等きめ細かい支援をさせていただきます。



産環協は、欧州REACH規則支援業務で培った実績を生かし、中国への化学品輸出にともなう日本企業を支援するため、**中国化学物質管理規制対応支援サービスを10月1日から開始**します。また、新サービス開始に伴い、名称をREACH登録支援センターから**国際化学物質管理支援センターに改称**します。**欧州REACH規則支援業務は引続きご提供**致しますので新サービスとあわせてご利用ください。

お問い合わせ先

社団法人産業環境管理協会 国際化学物質管理支援センター

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-2-1

TEL: 03-5209-7709 / FAX: 03-5209-7706

E-mail: int-chem@jemai.or.jp / URL: <http://www.reachcenter.jp/>